

(平成25年12月2日提出)

平成25年12月議会定例会議案

新 潟 市

平成25年12月議会定例会議案

目 次

議案第135号	平成25年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第136号	平成25年度新潟市下水道事業会計補正予算	10
議案第137号	平成25年度新潟市水道事業会計補正予算	11
議案第138号	新潟市開発行為等の許可の基準に関する条例の制定について	12
議案第139号	新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	16
議案第140号	新潟勤労者総合福祉センター条例の一部改正について	17
議案第141号	新潟市マンガ・アニメ情報館及びマンガの家条例の一部改正について	18
議案第142号	新潟市市税条例の一部改正について	20
議案第143号	新潟市教育委員会委員定数条例の一部改正について	26
議案第144号	新潟市都市公園条例の一部改正について	27
議案第145号	新潟市地域下水道条例等の一部改正について	29
議案第146号	新潟市給水条例等の一部改正について	31
議案第147号	新潟市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について	33
議案第148号	西蒲原福祉事務組合規約の変更について	34
議案第149号	下越障害福祉事務組合規約の変更について	35
議案第150号	新潟県中東福祉事務組合規約の変更について	36
議案第151号	訴えの提起について	37
議案第152号	権利の放棄について	38
議案第153号	人事委員会委員の選任について	39
議案第154号	当せん金付証票の発売について	40
議案第155号	財産の取得について	41

議案第156号	財産の取得について	4 2
議案第157号	契約の締結について	4 3
議案第158号	契約の締結について	4 4
議案第159号	指定管理者の指定について	4 5
議案第160号	指定管理者の指定について	4 6
議案第161号	指定管理者の指定について	4 8
議案第162号	指定管理者の指定について	4 9
議案第163号	指定管理者の指定について	5 0
議案第164号	指定管理者の指定について	5 1
議案第165号	指定管理者の指定について	5 2
議案第166号	指定管理者の指定について	5 4
議案第167号	指定管理者の指定について	5 5
議案第168号	指定管理者の指定について	5 6
議案第169号	指定管理者の指定について	5 7
議案第170号	指定管理者の指定について	5 9
議案第171号	指定管理者の指定について	6 1
議案第172号	指定管理者の指定について	6 3
議案第173号	指定管理者の指定について	6 4
議案第174号	指定管理者の指定について	6 5
議案第175号	指定管理者の指定について	6 6
議案第176号	指定管理者の指定について	6 7
議案第177号	指定管理者の指定について	6 8
議案第178号	指定管理者の指定について	6 9
議案第179号	指定管理者の指定について	7 0
議案第180号	指定管理者の指定について	7 1

議案第181号	指定管理者の指定について	7 2
議案第182号	指定管理者の指定について	7 3
議案第183号	指定管理者の指定について	7 4
議案第184号	指定管理者の指定について	7 5
議案第185号	指定管理者の指定について	7 6
議案第186号	指定管理者の指定について	7 7
諮問第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について	7 8

議案第 1 3 5 号

平成 2 5 年度新潟市一般会計補正予算（第 4 号）

平成 2 5 年度新潟市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 5 9 4, 5 0 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 6 4, 6 8 2, 0 4 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の追加、変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		42,340,000	△ 113,855	42,226,145
	1 地方交付税	42,340,000	△ 113,855	42,226,145
17 国庫支出金		49,910,489	923,131 △ 650,131	50,183,489
	2 国庫補助金	18,004,881	923,131 △ 650,131	18,277,881
18 県支出金		12,849,259	212,589	13,061,848
	2 県補助金	3,629,713	212,589	3,842,302
20 寄附金		286,000	14,000	300,000
	1 寄附金	286,000	14,000	300,000
22 繰越金		541,903	645,573	1,187,476
	1 繰越金	541,903	645,573	1,187,476
23 諸収入		34,219,850	20,000	34,239,850
	5 雑入	837,413	20,000	857,413
24 市債		60,830,300	4,251,700 △ 708,500	64,373,500
	1 市債	60,830,300	4,251,700 △ 708,500	64,373,500
歳入合計		360,087,537	6,066,993 △ 1,472,486	364,682,044

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		51,195,607	27,200	51,222,807
	1 総務管理費	47,396,027	27,200	47,423,227
3 民生費		103,396,988	185,954	103,582,942
	2 児童福祉費	35,084,975	168,000	35,252,975
	3 障がい福祉費	15,739,206	17,954	15,757,160
6 農林水産業費		7,781,796	156,605	7,938,401
	1 農業費	4,893,701	156,605	5,050,306
7 商工費		24,315,147	32,000	24,347,147
	1 商業費	22,621,525	10,000	22,631,525
	2 工業費	1,693,622	22,000	1,715,622
8 土木費		61,395,612	12,222 △ 1,421,624	59,986,210
	2 道路橋りょう費	27,363,853	△ 865,409	26,498,444
	4 都市計画費	26,671,551	12,222 △ 273,006	26,410,767
	5 公園緑地費	3,819,948	△ 283,209	3,536,739
	10 教育費	22,704,006	714,000	23,418,006

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 小学校費	6,327,439	670,000	6,997,439
	3 中学校費	2,619,720	44,000	2,663,720
14 基金積立金			4,888,150	4,888,150
	1 基金積立金		4,888,150	4,888,150
歳 出 合 計		360,087,537	6,016,131 △ 1,421,624	364,682,044

第2表 継続費補正

1 変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
6 農林水産業費	1 農業費	アグリパーク整備事業	1,800,000	平成25年度	720,000	1,900,000	平成25年度	820,000
				平成26年度	1,080,000		平成26年度	1,080,000

第3表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	保育料システム改修	168,000
7 商工費	1 商業費	新潟デスティネーションキャンペーン関連イベント等事業補助金	10,000
10 教育費	2 小学校費	老朽校舎の整備	655,000
	3 中学校費	老朽校舎の整備	43,000

第4表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
ラ・フォル・ジュルネ音楽祭開催事業	平成26年度	39,300
りゅーとぴあ・まちなか交流スペース 活用事業	平成26年度	56,000
荻川駅周辺整備事業	平成26年度	200,000

第5表 地方債補正

1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水族館リニューアル事業費	1,447,500	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

2 変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
体育施設整備事業費	2,080,000	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に	3,767,500	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に
アグリパーク整備事業費	387,100	又は債券	利率見直し方式で借り入れる場合	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	482,100	又は債券	利率見直し方式で借り入れる場合	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
道路橋りょう整備事業費	14,273,600	発行（他の地方公共団体と共同発行を含む。）	政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率	は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	13,845,600	発行（他の地方公共団体と共同発行を含む。）	政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率	は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
街路事業費	4,141,400	の地方公共団体と共同発行を含む。）	政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率	は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	4,030,900	の地方公共団体と共同発行を含む。）	政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率	は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
公園緑地整備事業費	1,328,700	の共同発行を含む。）	政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率	は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	1,158,700	の共同発行を含む。）	政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率	は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
小学校大規模改造事業費	177,800	の共同発行を含む。）	政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率	は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	611,600	の共同発行を含む。）	政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率	は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
中学校大規模改造事業費	45,900	の共同発行を含む。）	政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率	は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	74,400	の共同発行を含む。）	政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率	は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
臨時財政対策費	22,692,000	の共同発行を含む。）	政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率	は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	23,251,400	の共同発行を含む。）	政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率	は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第136号

平成25年度新潟市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成25年度新潟市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成25年度新潟市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業収益	25,880,534	12,222	25,892,756
第2項 営業外収益	3,858,356	12,222	3,870,578

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業費	25,268,822	12,222	25,281,044
第1項 営業費用	17,877,741	12,222	17,889,963

（債務負担行為）

第3条 予算第5条に定めた五十嵐排水区上新栄町吐口工事に係る債務負担行為について、その期間を次のように改める。

事 項	補 正 前	補 正 後
五十嵐排水区上新栄町吐口工事	平成26年度	平成26年度から 平成27年度まで

（他会計からの補助金）

第4条 予算第10条中「14,448,684千円」を「14,460,906千円」に改める。

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

議案第137号

平成25年度新潟市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成25年度新潟市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成25年度新潟市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業収益	16,340,973	12,222	16,353,195
第1項 営業収益	15,423,814	12,222	15,436,036

支 出

（単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業費	15,560,701	32,508 △ 968	15,592,241
第1項 営業費用	13,551,035	32,508	13,583,543
第2項 営業外費用	1,991,421	△ 968	1,990,453

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市開発行為等の許可の基準に関する条例の制定について

新潟市開発行為等の許可の基準に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市開発行為等の許可の基準に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 3 3 条第 4 項及び第 3 4 条第 1 2 号並びに都市計画法施行令（昭和 4 4 年政令第 1 5 8 号。以下「政令」という。）第 3 6 条第 1 項第 3 号ハの規定に基づき、市街化調整区域内における、開発行為に係る許可（以下「開発許可」という。）及び開発許可を受けた土地以外の土地における建築に係る許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市街化調整区域 法第 7 条第 3 項に規定する市街化調整区域をいう。
- (2) 開発行為 主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
- (3) 開発区域 開発行為をする土地の区域をいう。
- (4) 既存集落区域 自然的社会的諸条件から一体的な日常生活圏を構成していると認めることができるおおむね 5 0 以上の建築物が連たんしている集落の区域で、当該集落において開発行為又は建築をすることにより市街化を促進するおそれがないとしてあらかじめ市長が指定する区域をいう。
- (5) 予定建築物 開発区域内において建築をすることが予定される建築物をいう。
- (6) 既存宅地 法第 7 条第 1 項に規定する区域区分に関する都市計画の決定又は変

更により市街化調整区域として新たに区分された時（以下「線引き時」という。）に、当該市街化調整区域内において既に宅地であった土地又は宅地とみなすことができる状態であった土地をいう。

(7) 戸建住宅 一戸建ての住宅（次号に掲げる店舗等兼用住宅を除く。）をいう。

(8) 店舗等兼用住宅 戸建住宅であって建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第2号に掲げる住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3に規定するものをいう。

(9) 共同住宅 建築基準法別表第2（い）項第3号に掲げる共同住宅及び長屋建ての住宅で用途が住宅のみであるものをいう。

（適用除外）

第3条 既存集落区域内に次の各号のいずれかに該当する区域が含まれている場合は、当該区域については、この条例の規定は、適用しない。

(1) 道路を除く一団の空地（建築物が建築されていない土地（宅地とみなすことができる土地を除く。）をいう。）の面積が3,000平方メートル以上の区域

(2) 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成18年法律第46号。以下「平成18年改正法」という。）の施行の日前に、平成18年改正法による改正前の都市計画法（以下「旧都市計画法」という。）第34条第10号イに該当するものとして開発許可を受けて開発行為を行った区域

(3) 法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画を定めた区域

(4) 新潟県住宅供給公社が宅地を分譲する目的で開発行為を行った土地の区域

(5) 平成18年改正法の施行の日前に旧都市計画法第29条第1項第4号に該当するものとして開発許可が不要であった造成済みの工業団地、同日において既に造成済みであった工業団地又は線引き時にその市街化調整区域内において既に造成済みであった工業団地であって予定建築物の用途その他の事項に係る制限がある区域

(法第33条第4項に規定する条例で定める敷地面積の最低限度)

第4条 法第34条第12号に該当する開発行為を行う開発区域内において自己の居住の用に供する住宅以外の住宅を建築する場合の法第33条第4項に規定する条例で定める敷地面積の最低限度は、165平方メートルとする。

(法第34条第12号に規定する条例で定める区域)

第5条 法第34条第12号に規定する条例で定める区域は、次に掲げる区域又は土地(当該区域又は土地が農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に掲げる農用地区域である場合を除く。)とする。

(1) 既存集落区域

(2) 既存宅地

(法第34条第12号に規定する条例で定める予定建築物の用途)

第6条 法第34条第12号に規定する条例で定める予定建築物の用途は、次に掲げるとおりとする。

(1) 既存集落区域(当該既存集落区域内における既存宅地を除く。次号及び次条において同じ。)における戸建住宅又は店舗等兼用住宅であって次に掲げる要件に適合するもの

ア 申請地(開発許可又は法第43条第1項の許可の申請に係る土地をいう。以下同じ。)の周辺の環境と整合するものであること。

イ 予定建築物の高さは、10メートル以下であること。

ウ 敷地面積は、500平方メートル以下であること。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

エ 申請地に係る既存集落区域の環境を考慮して当該申請地の周辺の区域の市街化を促進するおそれがないとして第8条第1項の規定による指定を受けた建築物であること。

(2) 既存集落区域における共同住宅であって次に掲げる要件に適合するもの

ア 申請地の周辺の環境と整合するものであること。

イ 予定建築物の階数は、2以下であること。

ウ 申請地に係る既存集落区域の環境を考慮して当該申請地の周辺の区域の市街化を促進するおそれがないとして第8条第1項の規定による指定を受けた建築物であること。

(3) 既存宅地における戸建住宅、店舗等兼用住宅その他の建築物であつて、申請地及び当該申請地の周辺の土地利用並びに申請地の周辺の環境保全に支障をきたすことがないもの。

(既存集落区域における開発区域の面積)

第7条 既存集落区域における一の開発区域の面積は、3,000平方メートル未満とする。

(既存集落区域及び予定建築物の用途の指定等)

第8条 市長は、既存集落区域及び当該既存集落区域における予定建築物の用途を指定した場合は、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 既存集落区域の区域及び名称

(2) 予定建築物の用途

2 前項の規定は、既存集落区域及び当該既存集落区域における予定建築物の用途の指定の変更及び解除について準用する。

(準用)

第9条 第3条及び第5条から前条までの規定は、政令第36条第1項第3号ハに規定する条例で定める区域及び予定建築物の用途の指定について準用する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

議案第 1 3 9 号

新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日 提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 3 4 年新潟市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 教育職俸給表（1）備考 2 及び教育職俸給表（2）備考 2 中「1 0 0 分の 9 8 . 9 1」を「1 0 0 分の 9 8 . 9 7」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 4 0 号

新潟勤労者総合福祉センター条例の一部改正について

新潟勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日 提出

新潟市長 篠田 昭

新潟勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例

新潟勤労者総合福祉センター条例（平成 1 7 年新潟市条例第 1 5 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「同条第 2 項各号に掲げる基準に適合するものとして市長があらかじめ選考した一の団体（以下「被選考者」という。）」を「被選考者」に改め、附則に次の 1 項を加える。

（平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までの間の指定管理者の指定のの特例）

5 市長は、第 2 0 条の規定にかかわらず、平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までの間、被選考者から提出された事業計画書その他規則で定める書類を審査し、被選考者がセンターの設置の目的を効果的に達成することができると認めるときは、被選考者をセンターの指定管理者として指定することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 4 1 号

新潟市マンガ・アニメ情報館及びマンガの家条例の一部改正について

新潟市マンガ・アニメ情報館及びマンガの家条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日 提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市マンガ・アニメ情報館及びマンガの家条例の一部を改正する条例

新潟市マンガ・アニメ情報館及びマンガの家条例（平成 2 4 年新潟市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「午前 1 0 時」を「午前 1 1 時」に、「午後 6 時」を「午後 7 時」に改める。

第 7 条に次のただし書を加える。

ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別にその観覧料の納付期日を定めることができる。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

区分		観覧料の額（1 人につき）（円）	
		個人	団体
常設展示	一般	2 0 0	1 6 0
	中学生・高校生	1 0 0	8 0
	小学生	5 0	4 0
企画展示（常設 展示の観覧を含 む。）	一般	その都度市長が定める額	
	中学生・高校生		
	小学生		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第7条にただし書を加える改正規定 公布の日

(2) 別表の改正規定及び次項の規定 公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日

(3) 第5条第2項の改正規定 平成26年4月1日

(適用区分)

2 改正後の別表の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後の新潟市マンガ・アニメ情報館（以下「情報館」という。）の観覧に係る観覧料から適用し、同日前の情報館の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。

議案第 1 4 2 号

新潟市市税条例の一部改正について

新潟市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市市税条例の一部を改正する条例

新潟市市税条例（昭和 3 7 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条第 2 項中「同項に規定する期間内において」を削る。

第 3 5 条第 1 項中「第 1 号の 3 様式による」を「第 1 号の 3 様式に準じて市長が定める」に、「以下次条第 1 項」を「次条」に改める。

第 3 9 条第 3 項中「第 3 号様式別表 2 及び第 3 号様式別表 4」を「及び第 3 号様式別表」に改め、同条第 4 項中「第 5 号様式、第 5 号様式別表 1 及び第 5 号様式別表 2」を「第 3 号様式及び第 3 号様式別表」に改める。

第 4 2 条の 2 第 1 項各号列記以外の部分中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とする。

第 4 2 条の 5 第 1 項中「当該年度の前年度において第 4 2 条の 2 第 1 項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第 3 8 条第 1 項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の 2 分の 1 に相当する額」に改める。

第 7 9 条第 3 項中「同項に規定する期間内において」を削る。

附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 3 5 年度」を「平成 3 9 年度」に、「平成 2 5 年」

を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第5条の4中「附則第17条の2第1項」の次に「，附則第17条の2の2第1項」を加える。

附則第15条の5の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第18条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第18条第1項」に、「配当所得の金額（以下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第18条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に、「第18条第1項」を「同条第1項」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第17条の2の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有

する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第18条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第17条の2の2を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第17条の2の2 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第18条第1項及び第2項並びに第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第18条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項各号中「附則第17条の2第1項」とあるのは「附則第17条の2の2第1項」と、同項第1号、第3号及び第4号中「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項第3号中「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される

同法」と読み替えるものとする。

附則第17条の3から第17条の3の5までを次のように改める。

第17条の3から第17条の3の5まで 削除

附則第17条の5を次のように改める。

第17条の5 削除

附則第17条の7第5項第3号中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える。

附則第17条の8を次のように改める。

第17条の8 削除

附則第36条の2各号列記以外の部分中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第14項各号」に改め、同条第1号中「附則第41条第14項」を「附則第41条第13項」に改め、同条第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第14項」に改める。

附則第38条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項」に改め、同条第2項中「第13条の2第1項から第5項」を「第13条の2第1項から第6項」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条第2項、第35条第1項、第39条第3項及び第4項並びに第79条第3項の改正規定 公布の日

(2) 附則第5条の3の2第1項並びに附則第38条第1項及び第2項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成27年1月1日

(3) 附則第36条の2の改正規定及び次条第2項の規定 平成28年1月1日

(4) 第42条の2第1項及び第42条の5第1項の改正規定並びに次条第3項の規定 平成28年10月1日

(5) 前各号に掲げる規定以外の規定 平成29年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の附則第38条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

3 改正後の第42条の2及び第42条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

4 改正後の附則第5条の4、第15条の5、第17条の2、第17条の2の2及び第17条の7の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(新潟市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 新潟市市税条例の一部を改正する条例（平成20年新潟市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項中「前」との次に「，「附則第17条の2第1項」とあるのは，「新潟市市税条例の一部を改正する条例（平成25年新潟市条例第 号）による改正後の新潟市市税条例（以下この項において「新条例」という。）附則第17条の2第1項又は附則第17条の2の2第1項」と，「同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは，「新条例附則第17条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）又は新条例附則第17条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）」と，「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは，「一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とを加える。

（新潟市市税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 前条の規定による改正後の新潟市市税条例の一部を改正する条例附則第2条第2項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同条例による改正前の新潟市市税条例附則第17条の3の5第7項の規定は，平成29年度以後の個人の市民税について適用し，平成28年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

議案第 1 4 3 号

新潟市教育委員会委員定数条例の一部改正について

新潟市教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例

新潟市教育委員会委員定数条例（平成 1 8 年新潟市条例第 8 7 号）の一部を次のように改正する。本則中「6 人」を「9 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 4 4 号

新潟市都市公園条例の一部改正について

新潟市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市都市公園条例の一部を改正する条例

新潟市都市公園条例（昭和 3 2 年新潟市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 5 第 1 号中「又は水の公園福島潟遊水館」を「、水の公園福島潟遊水館又は白根総合公園屋内プール」に改める。

第 1 0 条の 6（見出しを含む。）中「及び水の公園福島潟遊水館」を「、水の公園福島潟遊水館及び白根総合公園屋内プール」に改める。

第 1 0 条の 1 4 に次の 1 号を加える。

（ 4 8 ） 白根総合公園屋内プール

別表第 1 多目的コート の項の次に次のように加える。

屋内プール	白根総合公園	新潟市南区上下諏訪木 1 7 7 5 番地 1
-------	--------	-------------------------

別表第 3（ 1 6 ） の 2 の表の次に次の 1 表を加える。

（ 1 6 ） の 3 白根総合公園屋内プールの使用料

ア 施設

（ア） 専用利用

使用料の額（円）	
1 時間につき	1 2, 0 0 0
備考	
1	使用者が学校又は学校をもつて構成する団体であるときの使用料の額は、この表に定める使用料の額の 2 分の 1 の額とし、使用者が競技団体、大学又は大学をもつて構成する団体であるときの使用料の額は、この表に定める使用料の額の 1

0分の7の額とする。

- 2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。

(イ) 個人利用

区分	使用料の額 (円)		
	普通券	回数券	定期券
大人	1人1回につき 500	11枚 5,000	3か月 12,000
中学生以下の者（未 就学児を除く。）	1人1回につき 200	11枚 2,000	3か月 4,800

イ 附属設備

附属設備	利用区分	使用料の額 (円)
ロッカー	1回につき	20

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して13月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 白根総合公園屋内プールの指定管理者の指定、利用の許可及びその取消し、使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市都市公園条例の規定の例により行うことができる。

議案第 1 4 5 号

新潟市地域下水道条例等の一部改正について

新潟市地域下水道条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日 提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市地域下水道条例等の一部を改正する条例

(新潟市地域下水道条例の一部改正)

第 1 条 新潟市地域下水道条例(昭和 5 8 年新潟市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項の表以外の部分中「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 0 8」に改める。

(新潟市下水道条例の一部改正)

第 2 条 新潟市下水道条例(平成 7 年新潟市条例第 3 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 1 項の表以外の部分中「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 0 8」に改める。

(新潟市浄化槽事業条例の一部改正)

第 3 条 新潟市浄化槽事業条例(平成 2 2 年新潟市条例第 3 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 2 条第 3 項の表以外の部分, 第 4 項及び第 5 項中「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 0 8」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(新潟市地域下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続している地域下水道の使用で, 施行日から平成 2 6 年 4 月 3 0 日までの間に使用料の額が確定するもの(施行日

以後初めて使用料の額が確定する日が同月30日後である地域下水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日（施行日前の直近の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

（新潟市下水道条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の額が確定するもの（施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月30日後である公共下水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日（施行日前の直近の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

（新潟市浄化槽事業条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 施行日前から継続している公設浄化槽の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の額が確定するもの（施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月30日後である公設浄化槽の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日（施行日前の直近の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

議案第 1 4 6 号

新潟市給水条例等の一部改正について

新潟市給水条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市給水条例等の一部を改正する条例

(新潟市給水条例の一部改正)

第 1 条 新潟市給水条例(昭和 3 3 年新潟市条例第 3 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 6 条第 1 項の表以外の部分及び第 3 3 条の 2 第 1 項の表以外の部分中「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 0 8」に改める。

附則第 2 1 項に見出しとして「(旧口径が 3 0 ミリメートルのメーターである場合の加入金の額の特例)」を付し、同項中「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 0 8」に改める。

(新潟市給水条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 新潟市給水条例の一部を改正する条例(平成 2 2 年新潟市条例第 4 7 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「応ずる加入金の」を「応ずる第 3 3 条の 2 第 1 項の表に規定する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続している水道の使用で、施行日から平成 2 6 年 4 月 3 0 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金の額(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月 3 0 日後

である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（施行日前の直近の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

4 第1条の規定による改正後の新潟市給水条例第33条の2第1項及び附則第21項の規定は、施行日以後に給水装置の新設又は改造（水道メーターの口径を増す改造に限る。）の工事の申込みをする者に係る加入金について適用し、施行日前に当該申込みをした者に係る加入金については、なお従前の例による。

議案第 1 4 7 号

新潟市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について

新潟市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日 提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

新潟市病院事業使用料及び手数料条例（昭和 3 4 年新潟市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

別表入院室料差額の項中「6, 3 0 0 円」を「6, 4 8 0 円」に、「1 5, 7 5 0 円」を「1 6, 2 0 0 円」に改め、同表非紹介患者初診時負担額の項中「2, 1 0 0 円」を「2, 1 6 0 円」に改め、同表診断書等の交付手数料の項中「7, 3 5 0 円」を「7, 5 6 0 円」に改め、同表備考 1 中「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 0 8」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の新潟市病院事業使用料及び手数料条例の規定に基づき徴収した、又は徴収すべきであった使用料及び手数料については、なお従前の例による。

議案第 1 4 8 号

西蒲原福祉事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により，西蒲原福祉事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

新潟市長 篠田 昭

西蒲原福祉事務組合規約の一部を変更する規約

西蒲原福祉事務組合規約（昭和 3 9 年新潟県指令地第 1 1 7 2 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 1 号中「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 1 項」に改め，同条第 3 号を削り，同条第 4 号中「第 5 条第 1 4 項」を「第 5 条第 1 3 項」に改め，同号を同条第 3 号とし，同条第 5 号中「第 5 条第 1 5 項」を「第 5 条第 1 4 項」に改め，同号を同条第 4 号とし，同条第 6 号中「第 5 条第 1 6 項」を「第 5 条第 1 5 項」に改め，同号を同条第 5 号とし，同条第 7 号中「第 5 条第 1 7 項」を「第 5 条第 1 6 項」に改め，同号を同条第 6 号とし，同条第 8 号中「第 5 条第 1 7 項」を「第 5 条第 1 6 項」に改め，同号を同条第 7 号とし，同条第 9 号から第 1 1 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規約は，平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 4 9 号

下越障害福祉事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により，下越障害福祉事務組合同規約を次のとおり変更するものとする。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

新潟市長 篠田 昭

下越障害福祉事務組合同規約の一部を変更する規約

下越障害福祉事務組合同規約（昭和 3 5 年新潟県指令地第 1 7 0 7 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 2 号中「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 1 項」に改める。

附 則

この規約は，平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 150 号

新潟県中東福祉事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により，新潟県中東福祉事務組合同規約を次のとおり変更するものとする。

平成 25 年 12 月 2 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟県中東福祉事務組合同規約の一部を変更する規約

新潟県中東福祉事務組合同規約（昭和 39 年新潟県指令地第 3018 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 2 号中「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 1 項」に改め，同条第 4 号を削り，同条第 5 号中「第 5 条第 1 6 項」を「第 5 条第 1 5 項」に改め，同号を同条第 4 号とし，同条第 6 号中「第 5 条第 1 7 項」を「第 5 条第 1 6 項」に改め，同号を同条第 5 号とし，同条第 7 号中「第 5 条第 1 7 項」を「第 5 条第 1 6 項」に改め，同号を同条第 6 号とし，同条第 8 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規約は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

議案第151号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起するものとする。

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

1 被告

別表に掲げる者をそれぞれ被告とする。

2 目的

別表の債権名の欄に掲げる債権に基づく支払請求

3 内容

別表の被告の欄に掲げる者に対しそれぞれ同表の債権名の欄に掲げる債権に基づく支払を請求する。

4 その他

本件については、必要に応じ上訴し、和解し、その他必要な措置を行うことができるものとする。

別表

被告	債権名
新潟市西蒲区巻甲1385番地2 佐藤 勝	一般廃棄物処理手数料
新潟市西区赤塚83番地1 土橋 ゆかり	ひまわりクラブ使用料

議案第 1 5 2 号

権利の放棄について

次のとおり権利の放棄をするものとする。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日 提出

新潟市長 篠田 昭

1 相手方

別表に掲げる者を相手方とする。

2 内容

別表の相手方の欄に掲げる者に対し同表の債権名の欄に掲げる権利を放棄する。

3 債権額

別表に掲げる債権額のとおり

4 放棄する額

別表に掲げる債権額及びこれに係る放棄をする前日までに発生するすべての利子，遅延損害金及び延滞金

別表

相手方	債権名	債権額
新潟市東区桃山町 1 丁目 1 1 0 番地 1 A 棟 3 5 号 水戸 毅	生活保護費徴収金	639,599 円

議案第153号

人事委員会委員の選任について

次の者を人事委員会委員に選任したいので、議会の同意を得たい。

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市中央区長潟2丁目5番5号

大掛 幸子

議案第154号

当せん金付証票の発売について

平成26年度において、当せん金付証票を総額5,000,000千円の範囲内で発売するものとする。

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

議案第 1 5 5 号

財産の取得について

次のとおり財産を買い入れるものとする。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日 提出

新潟市長 篠田 昭

財産名	財産の表示	数量
土 地	新潟市東区寺山字前沢 9 2 番 ほか 27 筆	2 2 , 5 4 0 平方メートル以内

議案第156号

財産の取得について

次のとおり財産を買い入れるものとする。

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

財産名	数量	買入金額	買入の相手方
新潟市立新津図書館 書架	1式	82,158,300円	新潟市中央区古町通5番町615番地 株式会社 山下家具店 代表取締役 山下 勝三

議案第 1 5 7 号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日 提出

新潟市長 篠田 昭

工事名	契約金額	契約の相手方
(仮称) こすどコミ ユニティセンター建 設工事	377,790,000 円	新潟市中央区西湊町通 3 ノ 町 3 3 0 0 番 地 3 株式会社 本間組 取締役社長 本間 達郎

議案第158号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

工事名	契約金額	契約の相手方
亀田清掃センター基 幹改良工事	5,040,000,000 円	東京都大田区羽田旭町1-1番1号 荏原環境プラント 株式会社 営業本 部 理事 渡邊 和啓

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市木崎コミュニティセンター	新潟市北区木崎 3227番地	コミュニティ木崎村	平成26年4月1日 から 平成29年3月31 日まで
新潟市岡方コミュニティセンター	新潟市北区长戸 呂4601番地	岡方地区コミュニティ委員会	
新潟市長浦コミュニティセンター	新潟市北区长場 1834番地甲	長浦コミュニティ委員会	
新潟市早通コミュニティセンター	新潟市北区早通 37番地1	早通地域コミュニティ協議会	
新潟市葛塚コミュニティセンター	新潟市北区太田 乙433番地	地域コミュニティ葛塚連合	

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
水の公園福島潟遊水館，水の公園福島潟木舟水路	新潟市北区嘉山488番地3総合体育館内	ハピスカとよさか&アイビス技建共同事業体	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
新潟市豊栄総合体育館，新潟市豊栄木崎野球場，新潟市豊栄武道館，豊栄南運動公園野球場，豊栄南運動公園屋内ゲートボール場，豊栄南運動公園多目的グラウンド，阿賀野川公園野球場，阿賀野川公園多目的広場，阿賀	新潟市北区嘉山488番地3総合体育館内	ハピスカとよさか&アイビス技建共同事業体	

野川公園ゲート ボール場			
新潟市北地区ス ポーツセンター、 新潟市濁川運動 広場、新潟市南浜 運動広場、太夫浜 運動公園球技場、 阿賀野川ふれあ い公園野球場、阿 賀野川ふれあい 公園多目的広場、 阿賀野川ふれあ い公園テニスコ ート、阿賀野川ふ れあい公園ゲー トボール場	新潟市中央区白 山浦1丁目61 3番地69	公益財団法人新潟市 開発公社	

議案第161号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
水の公園福島潟 潟来亭, 水の公園 福島潟水の駅「ビ ュー福島潟」, 水 の公園福島潟キ ャンプ場	新潟市北区白勢 町1番地10	福島潟みらい連合	平成26年4月1日 から 平成31年3月31 日まで

議案第162号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市下山コミュニティハウス	新潟市東区下山 1丁目121番地	下山地区コミュニティ協議会	平成26年4月1日 から 平成29年3月31 日まで
新潟市石山南まちづくりセンター	新潟市東区石山 2丁目8番5号	石山南まちづくりセンター管理運営委員会	
新潟市大形まちづくりセンター	新潟市東区海老 ヶ瀬615番地 1	大形地区コミュニティ協議会	

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市庭球場	新潟市中央区白 山浦1丁目61 3番地69	公益財団法人新潟市 開発公社	平成26年4月1日 から 平成31年3月31 日まで
新潟市東総合ス ポーツセンター、 阿賀野川河川公 園野球広場、阿賀 野川河川公園多 目的運動広場、阿 賀野川河川公園 庭球場	新潟市中央区白 山浦1丁目61 3番地69	公益財団法人新潟市 開発公社	
新潟市中地区運 動広場、新潟市下 山スポーツセン ター、山の下海浜 公園プール、津島 屋公園運動広場	新潟市中央区白 山浦1丁目61 3番地69	公益財団法人新潟市 開発公社	

議案第164号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市民プラザ	新潟市中央区上 大川前通9番町 1268番地2	株式会社新潟ビルサ ービス	平成26年4月1日 から 平成31年3月31 日まで

議案第165号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市体育館	新潟市中央区白 山浦1丁目61 3番地69	公益財団法人新潟市 開発公社	平成26年4月1日 から 平成31年3月31 日まで
新潟市陸上競技 場，新潟市トレー ニングセンター	新潟市中央区白 山浦1丁目61 3番地69	新潟市開発公社・新 潟アルビレックスR C	
新潟市鳥屋野総合 体育館	新潟市中央区白 山浦1丁目61 3番地69	公益財団法人新潟市 開発公社	
鳥屋野運動公園野 球場，鳥屋野運動 公園球技場	新潟市中央区白 山浦1丁目61 3番地69	公益財団法人新潟市 開発公社	
西海岸公園市営プ ール，西海岸公園 少年野球広場，東 公園児童プール	新潟市中央区白 山浦1丁目61 3番地69	公益財団法人新潟市 開発公社	

新潟市山二ツ運動 広場	新潟市中央区姥 ケ山4丁目4番 17号	姥ケ山自治会	平成26年4月1日 から 平成29年3月31 日まで
鳥屋野運動公園馬 場	新潟市中央区女 池南3丁目6番 5号	新潟市馬術協会	

議案第166号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市二本木地区コミュニティセンター、新潟市横越体育センター	新潟市江南区二本木3丁目2番50号	二本木地区コミュニティセンター管理運営委員会	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで

議案第167号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市横越総合 体育館	新潟市中央区白 山浦1丁目61 3番地69	新潟市開発公社グル ープ	平成26年4月1日 から 平成31年3月31 日まで
新潟市亀田総合 体育館, 新潟市亀 田運動広場, かわ ね公園多目的グ ラウンド	新潟市中央区白 山浦1丁目61 3番地69	公益財団法人新潟市 開発公社	

議案第168号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市亀田市民 会館，新潟市老 人福祉センター 福寿荘	新潟市中央区東 堀前通6番町1 061番地	環境をサポートする 株式会社きらめき	平成26年4月1日 から 平成29年3月31 日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 25 年 12 月 2 日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市新津東町庭球場, 新潟市新津東部運動広場, 新潟市新津地域学園(体育施設)	新潟市中央区紫竹山 2 丁目 5 番 40 号	NKS・OZスポーツグループ	平成 26 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで
新潟市新津金屋運動広場, 阿賀野川水辺プラザ公園多目的広場	新潟市中央区東堀通 6 番町 10 61 番地	秋葉区スポーツフィールド運営グループ	
新潟市新津七日町運動広場, 新潟市新津 B & G 海洋センター	新潟市中央区上大川前通 9 番町 1268 番地 2	株式会社新潟ビルサービス	
新潟市小須戸体育館, 新潟市小須戸武道館, 雁巻緑地	新潟市中央区東堀通 6 番町 10 61 番地	秋葉区スポーツフィールド運営グループ	

公園多目的広場, 雁巻緑地公園サッ カーコート			
新潟市小須戸運動 広場	新潟市秋葉区矢 代田35番地	山の手コミュニティ 協議会	
新潟市市之瀬運動 広場	新潟市秋葉区中 野5丁目1番5 0号	荻川コミュニティ振 興協議会	

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市新飯田地域生活センター	新潟市南区新飯田1261番地1	新飯田コミュニティ協議会	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
新潟市茨曾根地域生活センター	新潟市南区茨曾根3443番地	コミュニティ茨曾根	
新潟市庄瀬地域生活センター	新潟市南区庄瀬6489番地	庄瀬地域コミュニティ協議会	
新潟市小林地域生活センター	新潟市南区下木山613番地	小林コミュニティ協議会	
新潟市白井地域生活センター	新潟市南区白井1193番地1	白井地区コミュニティ協議会	
新潟市大郷地域生活センター	新潟市南区犬帰新田751番地6	大郷地区コミュニティ協議会	
新潟市鷺巻地域生活センター	新潟市南区東笠巻新田278番地1	鷺巻地区コミュニティ協議会	

新潟市根岸地域 生活センター	新潟市南区山崎 興野 2 9 0 番地	根岸地域コミュニテ ィ協議会
新潟市大通地域 生活センター	新潟市南区大通 南 4 丁目 1 0 5 番地	大通コミュニティ協 議会
新潟市白根地域 生活センター	新潟市南区白根 1 1 3 6 番地 1	白根コミュニティ協 議会

議案第 171 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 25 年 12 月 2 日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市味方体育館, 新潟市味方屋内ゲートボール場, 新潟市味方野球場, 新潟市味方テニスコート, 新潟市味方 B & G 海洋センタープール, 新潟市月潟野球場, 新潟市月潟テニス場, 新潟市月潟ゲートボール場	新潟市中央区白山浦 1 丁目 6 1 3 番地 6 9	公益財団法人新潟市開発公社	平成 26 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで
白根総合公園白根カルチャーセンター, 白根総合	新潟市中央区白山浦 1 丁目 6 1 3 番地 6 9	公益財団法人新潟市開発公社	

公園多目的広場， 白根総合公園テ ニスコート，白根 総合公園多目的 コート			
---	--	--	--

議案第172号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市小針野球場	新潟市中央区上 大川前通9番町 1268番地2	株式会社新潟ビルサ ービス	平成26年4月1日 から 平成31年3月31 日まで
新潟市西総合ス ポーツセンター	新潟市中央区白 山浦1丁目61 3番地69	公益財団法人新潟市 開発公社	日まで
新潟市黒埼地区 総合体育館，新潟 市山田高架下グ ートボール場，流 通公園庭球場，善 久河川敷公園庭 球場，寺地河川敷 公園庭球場	新潟市中央区白 山浦1丁目61 3番地69	公益財団法人新潟市 開発公社	
新潟市黒埼地区 野球場	新潟市中央区下 大川前通四ノ町 2186番地	みどりと森体育施設 運営グループ	平成26年4月1日 から 平成28年3月31 日まで

議案第 173 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 25 年 12 月 2 日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市音楽文化 会館，新潟市民芸 術文化会館	新潟市中央区白 山浦 1 丁目 6 1 3 番地 6 9	公益財団法人新潟市 芸術文化振興財団	平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 31 年 3 月 31 日まで

議案第 174 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 25 年 12 月 2 日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市西堀地下 駐車場	東京都渋谷区渋谷 3 丁目 6 番 6 号渋谷パークビ ル 2 F	株式会社駐車場総合 研究所	平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 31 年 3 月 31 日まで

議案第 175 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 25 年 12 月 2 日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市産業振興センター	新潟市中央区白山浦 1 丁目 6 1 3 番地 6 9	新潟市開発公社・愛宕共同事業体	平成 26 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで

議案第 176 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 25 年 12 月 2 日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市職業訓練 実習場	新潟市東区藤見 町 1 丁目 18 番 5 号	職業訓練法人新潟市 職業訓練協会	平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 31 年 3 月 31 日まで

議案第 177 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 25 年 12 月 2 日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市食肉センター	新潟市西区中野 小屋 1631 番 地	公益財団法人新潟ミ ートプラント	平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 31 年 3 月 31 日まで

議案第178号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市しろね大 凧と歴史の館	新潟市中央区紫 竹山2丁目5番 40号	株式会社NKSコー ポレーション新潟支 店	平成26年4月1日 から 平成31年3月31 日まで

議案第 179 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 25 年 12 月 2 日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市総合福祉 会館	新潟市中央区八 千代 1 丁目 3 番 1 号	社会福祉法人新潟市 社会福祉協議会	平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 31 年 3 月 31 日まで

議案第180号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市母子生活 支援施設ふじみ 苑, 新潟市母子生 活支援施設さつ き荘	新潟市中央区八 千代1丁目3番 1号	社会福祉法人新潟市 社会福祉協議会	平成26年4月1日 から 平成31年3月31 日まで

議案第181号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市障がい者 デイサポートセ ンター	新潟市中央区八 千代1丁目3番 1号	社会福祉法人新潟市 社会福祉協議会	平成26年4月1日 から 平成31年3月31 日まで

議案第182号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市急患診療センター	新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号新潟市総合保健医療センター5階	一般社団法人新潟市医師会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで

議案第 183 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 25 年 12 月 2 日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市口腔保健 福祉センター	新潟市中央区紫 竹山 3 丁目 3 番 1 1 号新潟市総 合保健医療セン ター 4 階	一般社団法人新潟市 歯科医師会	平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 31 年 3 月 31 日まで

議案第184号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市ふれあい健康センター	新潟市中央区川岸町1丁目53番地1	福田道路・オーエンスグループ	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで

議案第185号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市資源再生センター	新潟市中央区 東堀前通6番町 1061番地	環境をサポートする 株式会社きらめき	平成26年4月1日 から 平成31年3月31 日まで

議案第 186 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 25 年 12 月 2 日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市天寿園	新潟市中央区白 山浦 1 丁目 6 1 3 番地 6 9	新潟市開発公社・天 苑共同事業体	平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 31 年 3 月 31 日まで
白山公園市民茶 亭遊神及び白山 公園燕喜館	新潟市中央区上 大川前通 9 番町 1 2 6 8 番地 2	株式会社新潟ビルサ ービス	

諮問第 4 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により，議会の意見を問う。

平成 25 年 12 月 2 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市北区松浜本町 1 丁目 1 番 6 号

村山 秀映

新潟市東区山の下町 2 1 番 2 7 号

佐藤 洋子

新潟市東区海老ヶ瀬 9 2 2 番地 2

橋本 京子

新潟市秋葉区古津 1 8 5 2 番地 4

打越 寅雄

新潟市西区上新栄町 3 丁目 1 9 番 2 号

藤間 正明

新潟市西区青山 6 丁目 5 番 3 号

堂前 みどり

新潟市西区寺地 2 2 5 番地 1 4

渡辺 美弥子